

輸入小麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項」に基づき売り渡す輸入小麦の令和5年10月期の政府売渡価格を決定しました。

1. 政府売渡価格の改定内容

輸入小麦の直近6か月間（令和5年3月第2週から9月第1週まで）の平均買付価格は、米国の主要小麦産地での天候が小麦の生育に好条件であったこと、中国等の輸送需要の減少等により、海上運賃が下落したこと等により、前期に比べ下落しました。

この結果、令和5年10月期（令和5年10月以降）の輸入小麦の政府売渡価格は、直近6か月間の平均買付価格を基に算定すると、5銘柄加重平均（税込価格）で68,240円/トン、11.1%の引下げとなります。

（単位：円/トン）

政府売渡価格	5年4月期	5年10月期	対前期比
5銘柄加重平均（税込み）	76,750	68,240	11.1%

注：5銘柄の内訳

カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）	主にパン用
アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング（DNS）	主にパン・中華麺用
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（HRW）	主にパン・中華麺用
オーストラリア産スタンダード・ホワイト（ASW）	主に日本麺用
アメリカ産ウェスタン・ホワイト（WW）	主に菓子用

2. 輸入小麦の安定供給確保のための相談窓口等

農林水産省は、消費者等に対して、輸入小麦の政府売渡価格の背景等の情報提供を行うとともに、専門の相談窓口を通じ、各種の相談を受け付けています。また、併せて小麦関連製品の小売価格の動向把握に努めています。

窓口設置場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類需給班

電話：03-6744-1253（直通）

添付資料

[輸入小麦の政府売渡価格について（価格公表添付資料）](#)（PDF：463KB）

【お問合せ先】

農産局貿易業務課

担当者：加藤、大塚

代表：03-3502-8111（内線5012）

ダイヤルイン：03-6744-1253

輸入小麦の政府売渡価格について (価格公表添付資料)

令和5年9月

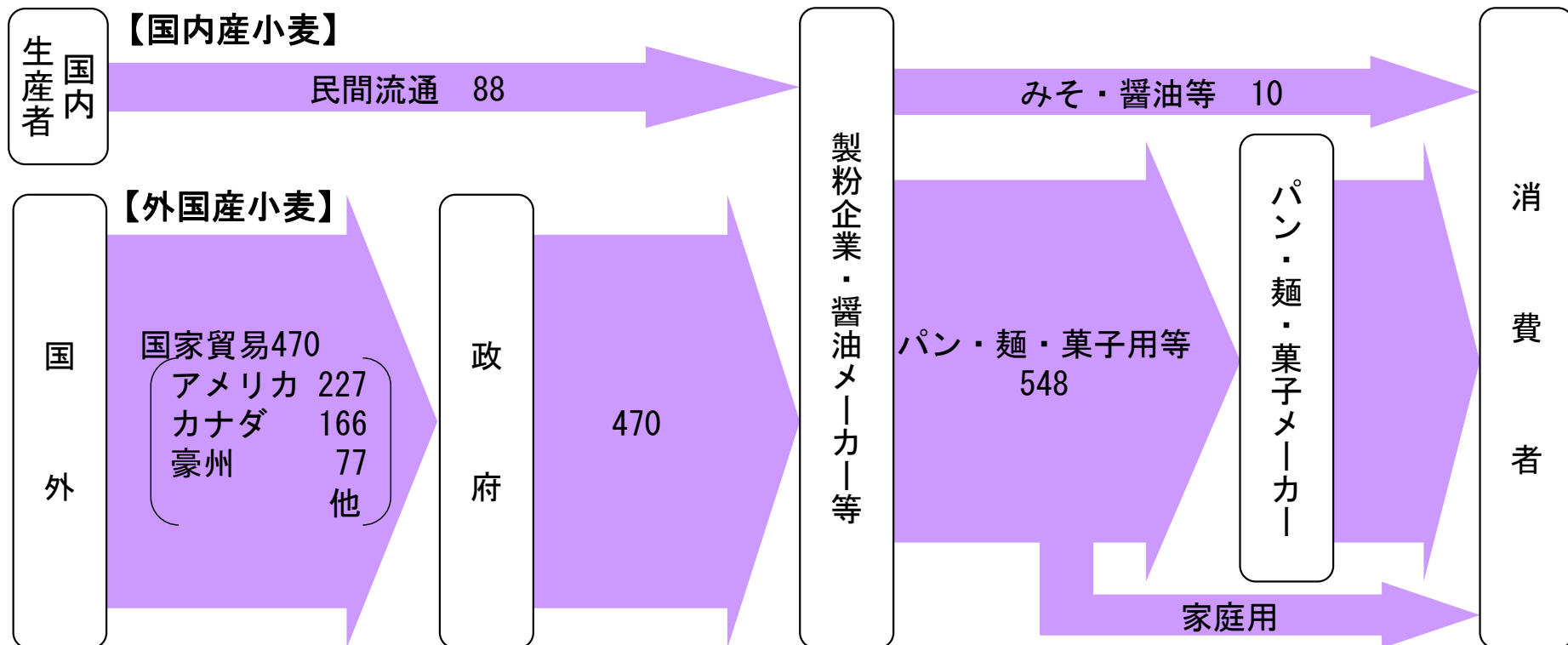
農林水産省

小麦の流通の概要

- 小麦は需要量の約8割以上を外国から輸入。国内産小麦は民間流通により取引されており、国内産小麦では量的又は質的に満たせない需要分について、政府が国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入し、需要者に売り渡しているところ。
- また、米とは異なり、最終的にパンや麺として消費するため、各種の加工工程を経て流通。
- 小麦は、主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造。

小麦の流通の現状（食糧用）

（単位：万トン）







注：流通量は過去5年（H30～R4年度）の平均数量である。

小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なっているところ。
- 小麦粉の種類は、たんぱく質の量によって、強力粉(パン用)、準強力粉(中華麺用)、中力粉(うどん用)、薄力粉(菓子用)に分類。

外国産小麦の銘柄	カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (1CW)	アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング (DNS)	アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (HRW)	オーストラリア産スタンダード・ホワイト (ASW)	アメリカ産ウェスタン・ホワイト (WW)	
輸入数量	470万トン	146万トン	80万トン	85万トン	70万トン	62万トン

小麦粉の種類	強力粉	準強力粉	中力粉	薄力粉
主な用途	食パン 	中華麺 ギョウザの皮 	うどん 	カステラ、ケーキ 和菓子、天ぷら粉 ビスケット 
たんぱく質の含有量	11.5~13.0%	10.5~12.5%	7.5~10.5%	6.5~9.0%

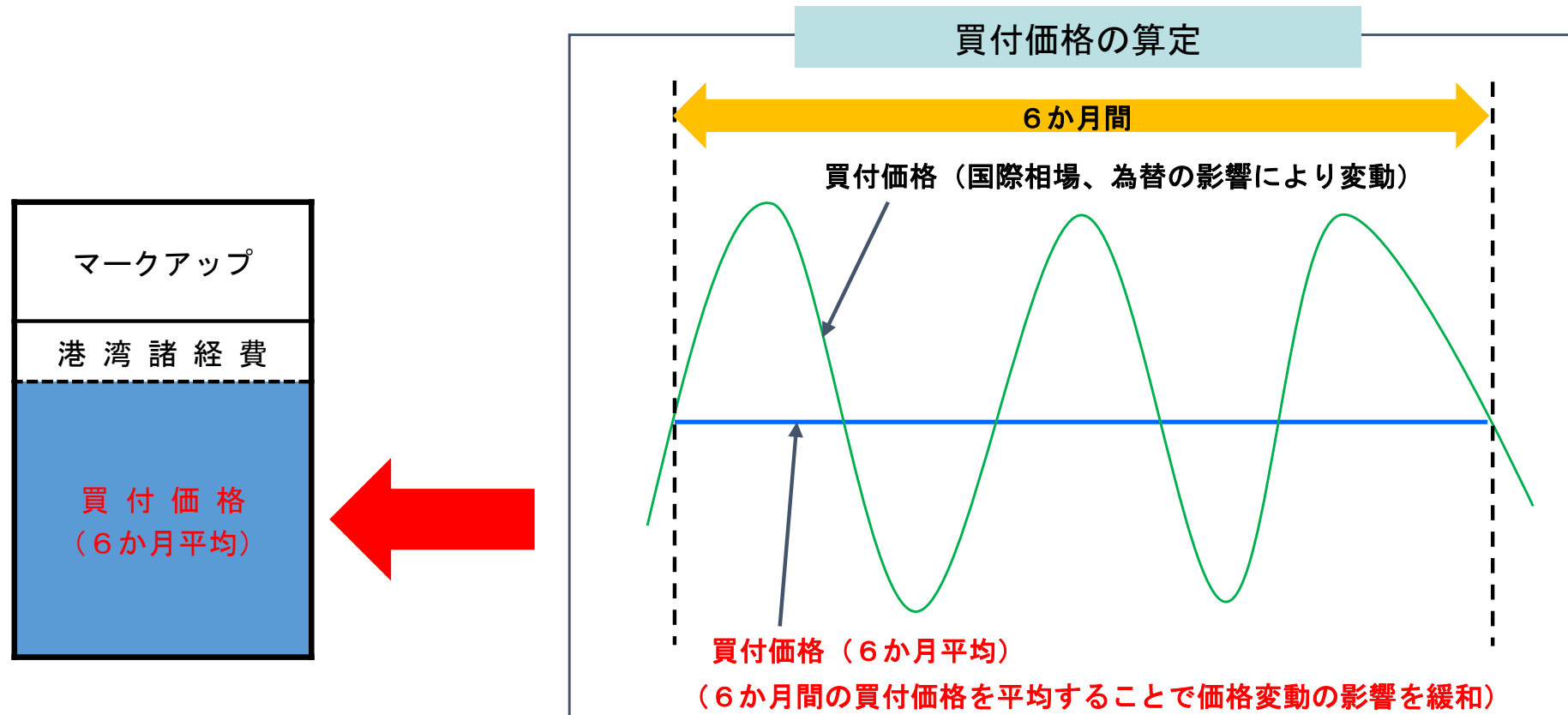
用途	パン用品種	中華麺用品種	日本麺用品種等	
国内産小麦流通量	88万トン	15.6万トン(17.7%)	1.1万トン(1.3%)	71.5万トン(81.1%)
(参考) R4年度流通量	北海道産ゆめちから (9.7万トン) 北海道産春よ恋 (4.1万トン)	福岡県産ちくしW2号【ラー麦】 (0.7万トン)	北海道産きたほなみ (48.6万トン)	

注1：輸入数量及び国内産小麦流通量は、過去5年（H30～R4年度）の平均数量である。
 注2：輸入数量は、5銘柄以外の銘柄（デュラム小麦等）27万トンを含む。
 注3：国内産小麦流通量は、集荷団体からの聞き取り数量である。

現行の輸入小麦の政府売渡制度

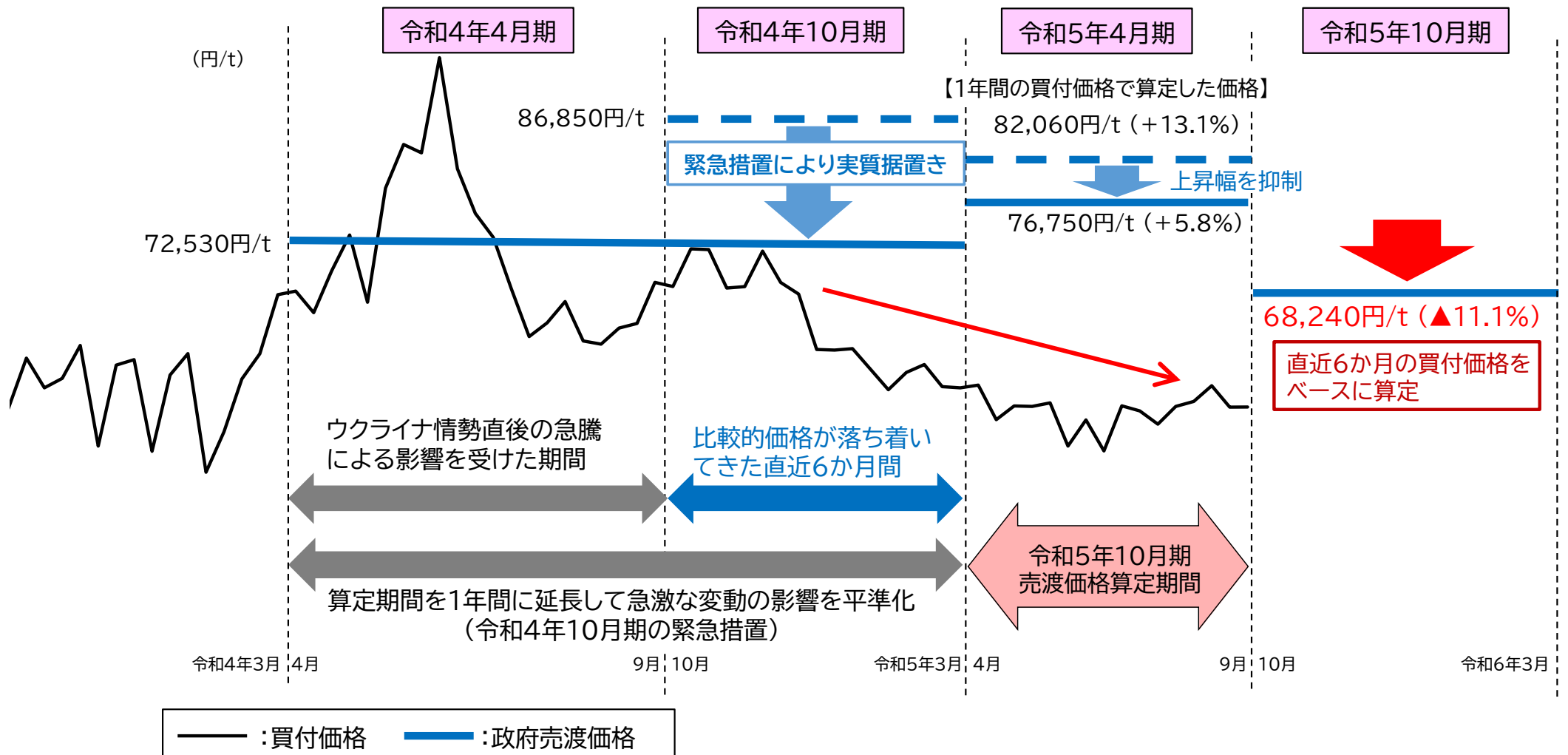
- 輸入小麦の政府売渡価格は、買付価格にマークアップ（政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）と港湾諸経費を上乗せし、年2回（4月期、10月期）改定。
- 6か月間の買付価格の平均により算定することで、国際相場の変動等の影響を緩和した上で売渡価格に反映。

政府売渡価格の構成



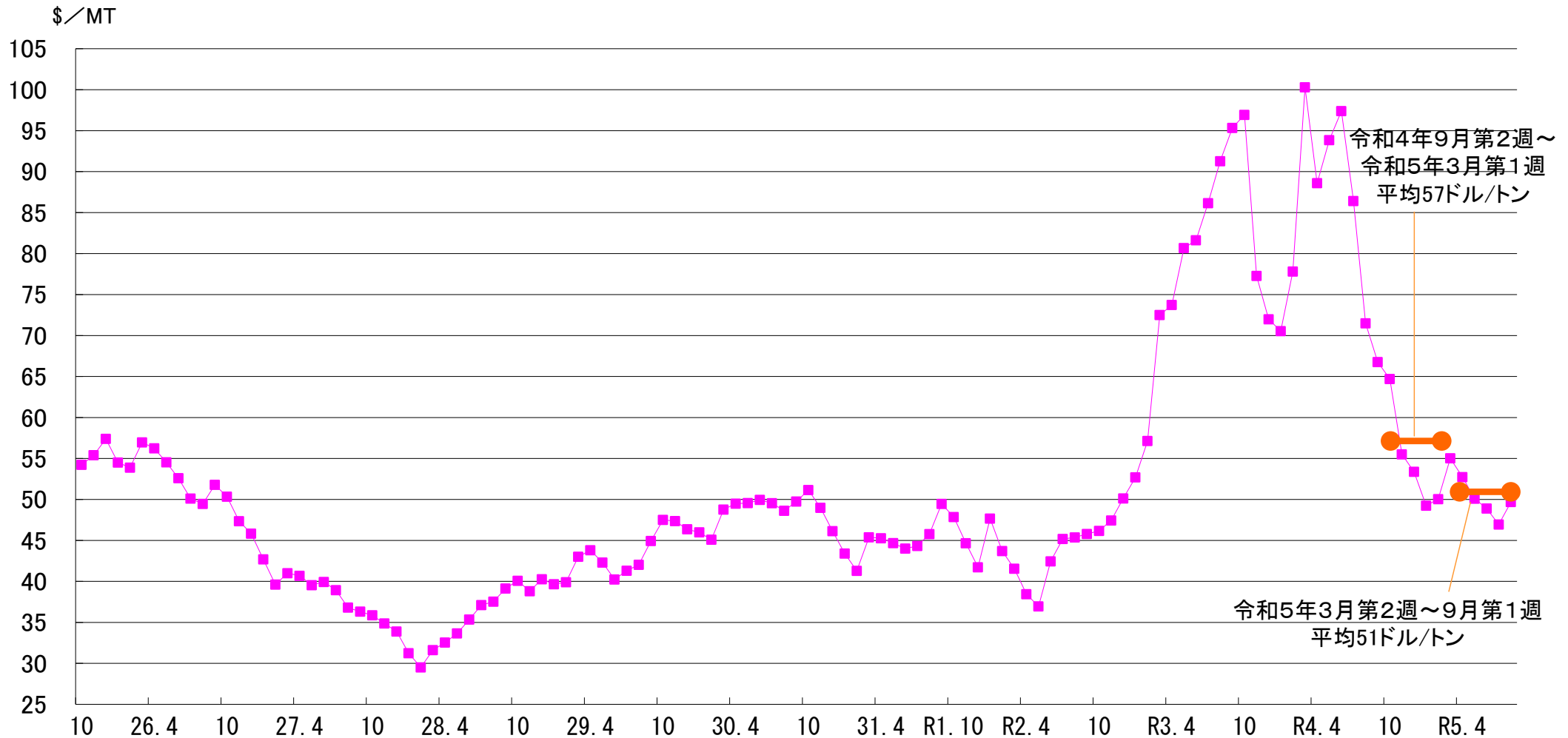
令和5年10月期の政府売渡価格

- これまで、ウクライナ情勢による高騰を抑えるべく、昨年10月期においては緊急措置により実質据置き、本年4月期においては激変緩和措置として上昇幅の抑制を行ってきたところであるが、最近の買付価格はウクライナ情勢前の水準に落ち着きつつある。
- 令和5年10月期の政府売渡価格は、直近6か月間の買付価格をベースに算定し、68,240円/トン（対前期比▲11.1%）とする。



(参考)海上運賃の動向

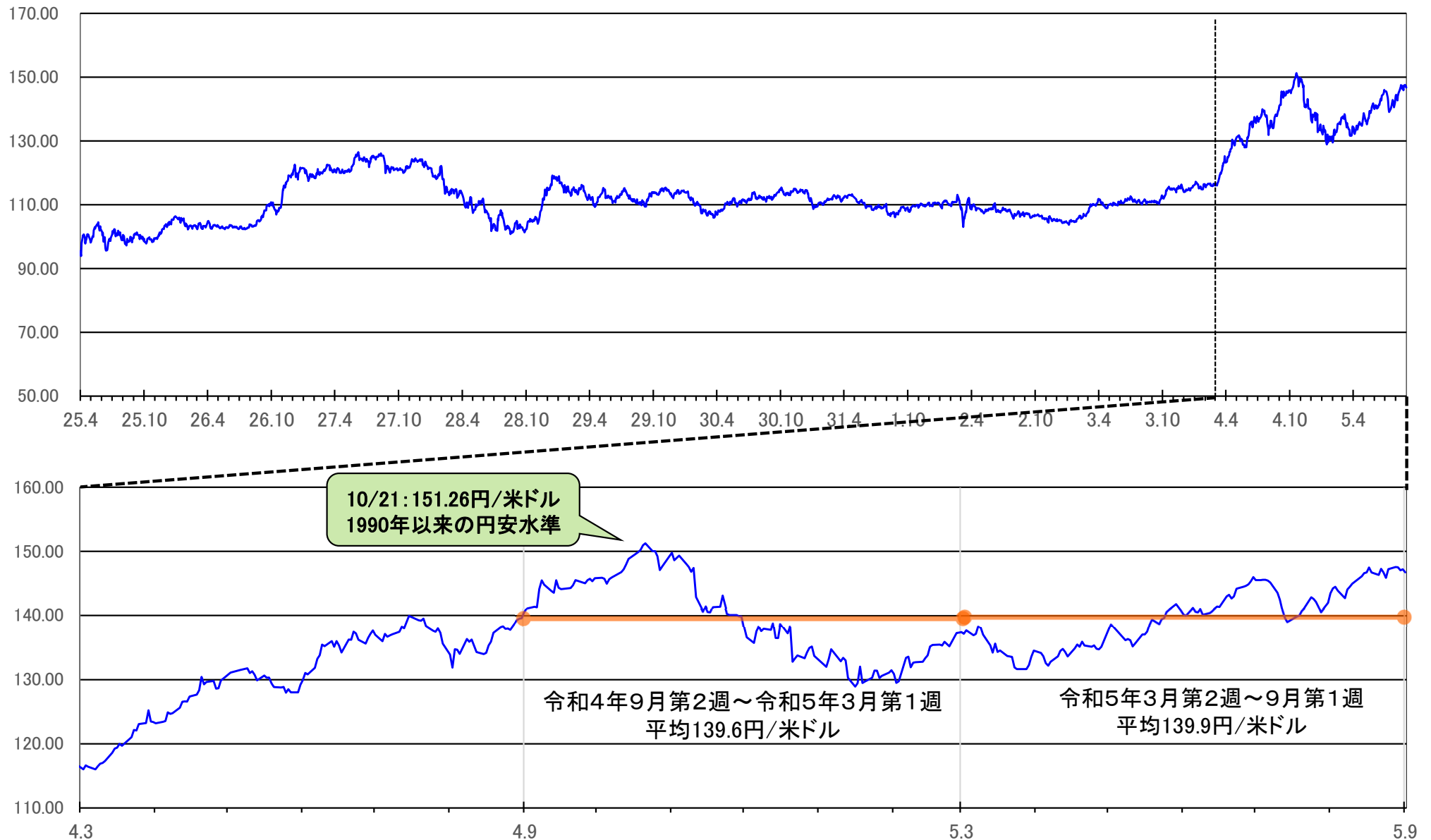
- 海上運賃は、新型コロナウイルス感染症の影響による荷役効率の低下や、ウクライナ情勢の影響等により、令和3年度まで急騰したものの、中国向け貨物輸送等の低調等により、令和4年6月以降下落。
- 令和5年10月期算定期間の海上運賃の平均は、約51ドル/トンと前期よりやや低下。



注: 2万トン級のフレート(WORLD MARITIME ANALYSISより)

(参考)為替の動向

○ 為替は、令和4年10月には一時1ドル150円台となるなど円安が進行しており、令和5年10月期算定期間の平均は、約140円／米ドル。



注: 対米ドル 直物為替TTS (Telegraphic Transfer Selling Rate : 対顧客電信売)

輸入小麦の政府売渡価格の推移

* 政府売渡価格

令和5年4月期

76,750円／トン

→

令和5年10月期

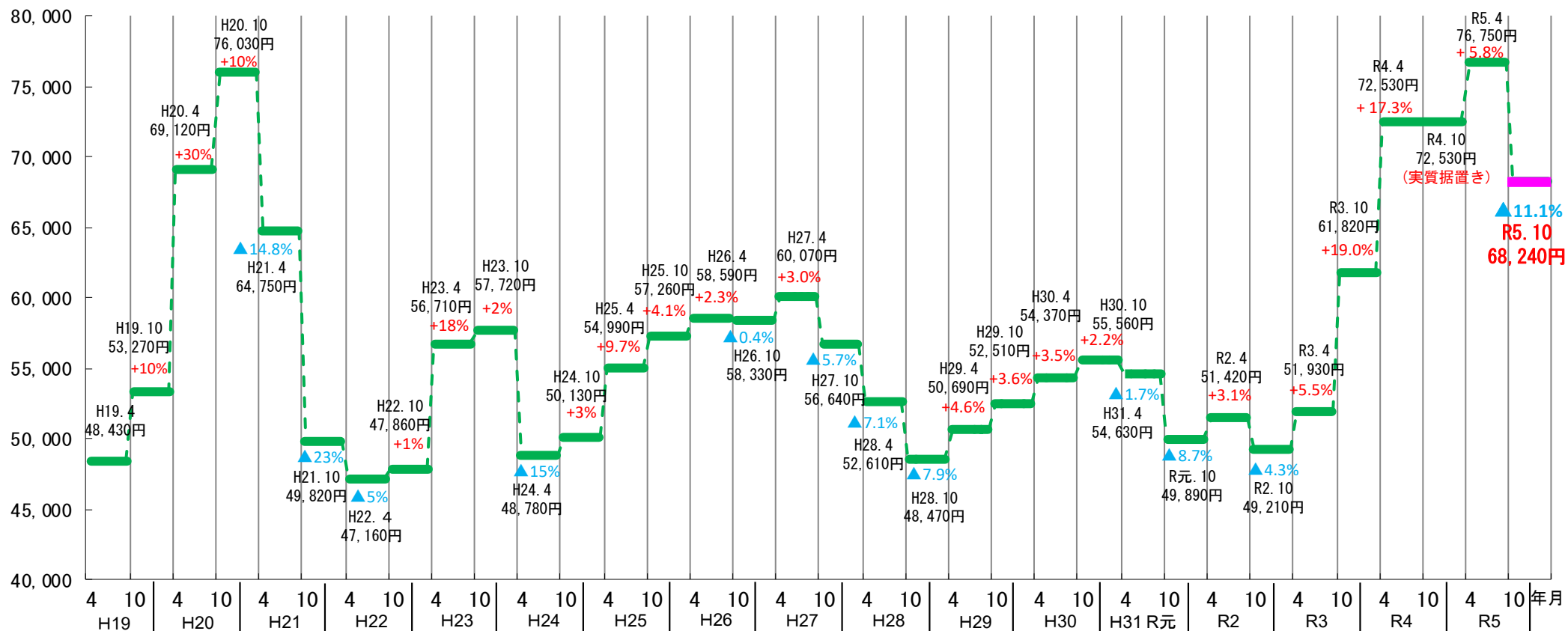
68,240円／トン(▲11.1%)

(参考)

過去高かった政府売渡価格：76,750円／トン(R5.4)、76,030円／トン(H20.10)、72,530円／トン(R4.4、R4.10)、69,120円／トン(H20.4)

過去大きかった引下げ率：▲23%(H21.10)、▲15%(H24.4)、▲14.8%(H21.4)、▲8.7%(R元.10)

円/トン (税込み) ■ 政府売渡価格 (5銘柄加重平均)



注：平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

令和5年10月期改定の物価・家計への影響

- パンや麺等の小麦関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合は、1%から、小麦粉でも28%程度。
- 令和5年10月期の政府売渡価格の改定が、これらの小売価格に与える影響は、食パンは0.9%（1斤当たり2円程度）減、中華そば（外食）は0.1%（1杯当たり1円程度）減、小麦粉は3.9%（1kg当たり13円程度）減程度。

○ 小麦関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合

・ 食パン	9%
・ うどん（外食）	1%
・ 中華そば（外食）	1%
・ ゆでうどん	6%
・ 即席麺（カップ麺）	2%
・ 小麦粉（家庭用薄力粉）	28%



○ 小麦関連製品への影響額（試算）

	(※1 小売価格)	(※2 改定による影響額（試算）)
<u>食パン</u>	212円/1斤	→ <u>▲2.0円/1斤（▲0.9%）</u>
<u>うどん（*外食）</u>	750円/1杯	→ <u>▲0.9円/1杯（▲0.1%）</u> *麺のみではなく外食における1杯分の価格
<u>中華そば（*外食）</u>	583円/1杯	→ <u>▲0.7円/1杯（▲0.1%）</u> *麺のみではなく外食における1杯分の価格
<u>小麦粉（家庭用薄力粉）</u>	337円/1kg	→ <u>▲13.0円/1kg（▲3.9%）</u>

※：上記割合は協力企業からのデータを元に試算したもの。
実際には、企業、製品の種類、時期等によって異なる。

※1：小売価格は、総務省「小売物価統計調査」（東京都区部、令和5年7月）による。
※2：小麦関連製品ごとの原料小麦代金の割合、原料小麦の価格改定率により試算。
※3：食パン1斤は400gとして試算。
※4：小麦関連製品に占める小麦粉になる前の原料小麦（粒）の価格のみに着目し、当該価格が全て今回の政府売渡価格の改定を反映していることを前提として試算したものであり、実際の販売価格とは異なる。

○ 今回（令和5年10月期）の小麦の政府売渡価格の改定が消費者物価指数に与える影響

▲0.012% 程度

※ 小麦関連製品に占める小麦の価格のみに着目し、当該価格が全て今回の政府売渡価格の改定を反映していることを前提として試算したものであり、実際の販売価格とは異なる。

○ 製粉企業的小麦粉価格の改定時期

原料小麦の政府売渡価格の改定に伴い、製粉企業が小麦粉価格を改定するのは、各事業者の在庫状況にもよるが、過去の例では約3か月後。